

## 訪問診療等設備整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づき策定した県計画に基づく「訪問診療等に必要な設備整備」を実施することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付対象事業)

- 2 この補助金は、医療機関、訪問看護ステーション、薬局等が居宅等に訪問する際に必要な車両や医療機器・器具の整備及び医学教育機関等における訪問診療の教育に必要な設備の整備に対して支援するものとし、整備による事業効果が十分に見込まれるものと県が認めたものを交付対象事業とする。

### (事業主体)

- 3 この補助金は、島根県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局その他知事が認める団体に対して交付する。

### (交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

### (交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円（民間の団体又は病院にあっては30万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の

属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けなくてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付申請)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 補助事業者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式1を知事に提出するものとする。
  - (2) (1)の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(事業内容の変更等の申請)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

(補助事業の事前着手)

- 8 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。  
前記ただし書に該当する場合は、様式6を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

- 9 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。
  - (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
  - (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
  - (3) 6の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって6の(2)のただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - (4) 6の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費

税等相当額が確定した場合には、その金額（（3）の規定により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（書類等の提出）

- 11 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は医療政策課へ提出する。

（県内中小企業者への優先発注）

- 12 補助事業者は、交付対象事業の実施に際し県内中小企業者に発注するよう努めることとする。

（補則）

- 13 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則（平成27年1月5日医第116号）

（適用）

この要綱は、平成27年1月5日から適用する。

附則（平成28年6月2日医第332号）

（適用）

この要綱は、平成28年6月1日から適用する。

附則（平成29年5月25日医第274号）

（適用）

この要綱は、平成29年5月25日から適用する。

附則（平成30年6月13日医第339号）

（適用）

この要綱は、平成30年6月13日から適用する。

附則（令和元年6月17日医第416号）

（適用）

この要綱は、令和元年6月17日から適用する。

附則（令和3年6月7日医第395号）

（適用）

この要綱は、令和3年6月7日から適用する。

附則（令和4年6月21日医第468号）

（適用）

この要綱は、令和4年6月21日から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者
訪問診療等設備 整備事業	知事が必要と認めた額 ただし、下記の機器は、基準額 の上限を以下のとおりとする。 ・車両 1,500 千円 ・超音波画像診断装置 1,500 千 円 ・心電計 750 千円	●訪問診療等に必要な車両（国 産車に限る）の購入費  ●訪問診療等に必要な医療機器 ・器具（訪問先で使用するもの に限る）の購入費  ●医学教育機関等における訪問 診療の教育に必要な設備整備費  ※いずれも、1品あたりの購入 単価が100千円以上のものに限 る	<u>2</u> 3 以内	交付対象事業を行う病院、診療 所、訪問看護ステーション、薬 局その他知事が認める団体